

様式第二号の十三(第八条の十七の二関係)

(第1面)

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和3年 11月 22日

和歌山県知事
仁坂吉伸 殿

提出者

住所 有田郡有田川町庄31

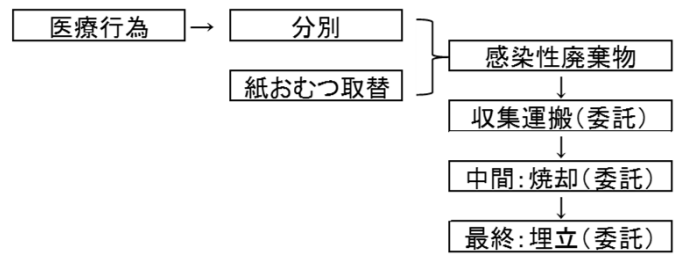
氏名 和歌山県立こころの医療センター
院長 森田佳寛

電話番号 0737-52-3221

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

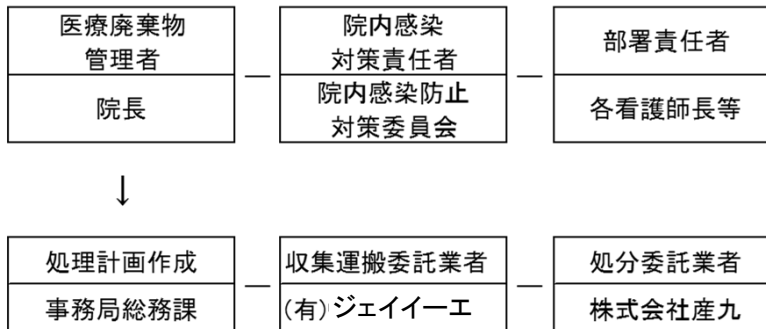
事業場の名称	和歌山県立こころの医療センター
事業場の所在地	有田郡有田川町庄31
計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	83 医療業
② 事業の規模	病床数 300床
③ 従業員数	179名
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	 <pre> graph TD A[医療行為] --> B[分別] C[紙おむつ取替] --- B B --> D[感染性廃棄物] D --> E[収集運搬(委託)] E --> F[中間:焼却(委託)] F --> G[最終:埋立(委託)] </pre>

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（令和 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	排 出 量	59.1 t	t
	(これまでに実施した取組) 院内感染対策マニュアルで、感染レベルに応じた処分方法を規定し、職員へ周知している。また、院内感染防止対策委員が各部署への指導を実施している。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	排 出 量	59.1 t	t
	(今後実施する予定の取組) 使用済み紙おむつが大部分を占めているが、入院患者数が減少傾向であることから、排出量も減少に向かうものと考えられる。 今後も感染予防等を勘案しながら、分別の徹底を図る。		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 院内感染対策マニュアルに基づく医療廃棄物の取り扱いを職員に周知し、マニュアルに沿った分別を行うよう注意を促している。
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) これまでの取り組みを継続し、分別の徹底を図る。

(第3面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項			
①現状	【前年度（平成 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（これまでに実施した取組） 自らは行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	（今後実施する予定の取組） 自らは行わない。		
自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項			
①現状	【前年度（ 2 年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t	t
（これまでに実施した取組） 自らは行わない。			
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t	t
（今後実施する予定の取組） 自らは行わない。			

(第4面)

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項			
①現状	【2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	自ら埋立処分を行なった特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組) 自らは行わない。		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組) 自らは行わない。		
特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項			
①現状	【前年度（令和 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B 汚染物
	全処理委託量	59.1 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
(これまでに実施した取組) 感染性医療廃棄物については、県の方針に基づき、医療廃棄物の適正処理のため、平成23年2月より感染の恐れのある使用済み紙おむつを感染性産業廃棄物として処理委託している。また、「和歌山県産業廃棄物の越境移動に関する指導要綱」（平成9年6月16日施行）の規定に基づき、産業廃棄物は県内の中間処理施設で適正処理することとしている。			

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	感染性廃棄物	P C B汚染物
	全 処 理 委 託 量	59.1 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
	(今後実施する予定の取組) これまでの取り組みを継続し、適正な処理委託を行う。		
電子情報処理組織の使用 に関する事項	【前年度（平成 2年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	59.1	t
(今後実施する予定の取組等) これまでの取り組みを継続し、適正な処理を行う。			
※事務処理欄			

